

就職・創業支援



越谷市ビジネスパワーアップ補助金のご案内

産業雇用支援センター二番館において経営相談を受けながら、計画的に実施する新商品等の開発・販路開拓および人材育成の新たな事業に対し、費用の一部を助成します。

1以内(女性または満40歳未満の方は上限5万円、そのほかの方は上限3万円)。資料の補助は1年間 同今年度内に創業した方・創業しようとする方(一部業種を除く) 同5月1日(月)31日(水)に、要望書を左記へ(抽選) 同産業支援課(産業雇用支援センター3階) ☎967114680

創業支援セミナー

平成29年度版しがや創業塾(夜間コース) 同6月14日(水)・28日(水)・7月5日(水)・12日(水)、午後6時~9時(6月14日は午後6時~8時) 7月12日は講座内で交流会を開催) 同産業雇用支援センター4階会議室 同実現可能な創業計画の作成を目指す4日間の集中講座。▽第一講座:創業の全体像をつかむ準備、創業、軌道に乗せる。▽第二講座:リ

市内で新たに創業する方へ 創業支援補助金のご案内 ①事業を営むための創業準備金の2分の1以内(女性または満40歳未満の方は上限30万円、そのほかの方は上限20万円) ②貸室に係る月額賃料の2分の



創業を目指す皆さんを応援します

男女共同参画支援センター

ほっと越谷の催し

特に記載がない場合は費無料 場申問男女共同参画支援センター「ほっと越谷」☎970-7411(月曜日、祝日休所)。下記のほか、「審議会等における女性の登用推進のための講座」、「男性のためのコミュニケーションセミナー」も開催しています。詳しくは、「ほっと越谷」ホームページやチラシをご覧ください。

育児休業取得中の女性のための職場復帰準備講座(3回講座)

時内①5月30日(火)…市内の保育所情報を知ろう ②6月4日(日)…仕事と育児両立の極意 ③6月11日(日)…パートナーと共に聞く先輩ママの体験談。いずれも午前10時~正午 同市内在住の育児休業取得中の女性・妊娠中の有職女性16人。保育あり。3カ月~1歳未満1人1回、保育料1,000円、要予約。②は0歳児の同席可、③はパートナーの参加可 同5月9日(火)、午前9時から

「ほっと越谷」市民公募型男女共同参画事業を募集します

同11月~平成30年1月に「ほっと越谷」と協働で開催する事業 同市内で活動する団体 同6月9日(金)~7月9日(日)。詳しくは「ほっと越谷」、人権・男女共同参画推進課(第二庁舎3階)で配布している募集要項をご覧ください

市民活動支援センター

ななサポしがやの講座

いずれも費無料 場申問市民活動支援センター「ななサポしがや」☎969-2750。下記のほか、「うたごえ広場」、「パソコンなんでも相談」、「NPOの会計等の相談」も開催しています。また、センター懇談会委員の募集を行っています。詳しくはお問い合わせください。

かふえとも

時5月26日(金)、午後1時15分~3時15分 同箏の音に合わせて語りの世界へ&身体に障がいをもった方への声掛け・サポート 同30人 同随時受付

ぼっぼひろば

時5月26日(金)、午前10時~11時10分 同お子さんと保護者20組 同随時受付

お子さんの就園・就学を援助していただきます

幼稚園就園奨励費

いずれも、前年度認定された方も、改めて申請が必要です

〔対象〕 越谷市に住民票を有し、認可された幼稚園(新制度除く)に在園する3~5歳児(平成29年4月1日現在の満年齢。ただし、満3歳に達した幼児が年度の途中から幼稚園に入園する場合も含む)の保護者

〔申請〕 在園する幼稚園から配付される調書に記入し、5月31日(水)までに幼稚園に申請。確認・審査後、各幼稚園を通じて保護者へ支給されます(12月初旬ごろ支給。審査活動中の女性20人 費無料 同5月8日(月)、午前8時30分から左記へ 同産業支援課☎967114680

就学援助費

〔対象〕 経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者

〔内容〕 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、スポーツ振興センター保護者負担金、学校給食費、児童生徒会費

〔申込み〕 平成30年1月31日(水)までに保護者が直接学務課(第二庁舎4階。5月31日(水)までは第二庁舎5階会議室C)で受け付け。5月7日(日)も受け付けます。またはお子さんが在籍する小・中学校に申請

〔特別支援教育就学奨励費〕 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を受け付けています

児童扶養手当

〔対象〕 次の①または②に該当する子どもを育てている方。 ①父母の離婚、父(母)の死亡などで、父(母)と生計を別している子ども ②父(母)に一定の障がいがある子ども

〔期間〕 子どもが18歳になつた年の年度末(3月31日)まで。子どもに一定の障がいのある場合は20歳未満

〔所得制限〕 申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手

当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

〔手当月額〕 第1子:4万円 2290円~9980円 *4月から金額が改定されました

〔加算額〕 第2子:9990円~50000円 第3子以降:1人につき5990円~30000円

〔必要書類〕 申請者ごとの異なるので、申請者本人が子育て支援課(第二庁舎2階)で

特別児童扶養手当

〔対象〕 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方

〔所得制限〕 申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手

当の支給が停止になることがあります

〔手当月額〕 第1級:5万1450円 第2級:3万4270円

*児童福祉施設(通園施設は除く)に子どもが入所している場合は受けられません

同子育て支援課☎9631191

72